

平成26年度 第5回佐倉市景観審議会 議事録（要録）

日 時	平成27年2月20日（金） 15時00分～17時00分
場 所	佐倉市役所 1号館6階大会議室
出席者	木下会長、片桐副会長、石毛委員、内田委員、小出（淑子）委員、佐藤委員、関口委員、田邊委員、中島委員（五十音順）
内 容	
○開会	
○会長挨拶	
○内容	
1) 佐倉市景観計画について	
(1) 佐倉市景観計画（素案）について	
景観計画の素案について、事務局より説明	
委員	：成田街道沿いに、大きな駐車場を設けているコンビニが見受けられる。駐車場は舗装で覆われて、緑がほとんど配置されず、まち並みの連続性につながらないものとなっているが、今後の景観計画の運用により、何らかの工夫がされるようになるのか。また、条例改正の方向性の中で、景観アドバイザー制度の位置づけが示されておらず、立場や所掌事務が明確になっていない。さらに、景観計画（素案）では、景観アドバイザーの役割として、民間の事前協議と市民団体に対するアドバイスを行うことなどが示されているが、公共事業の事前協議との関わりについて記載がない。実際の協議の場では、景観アドバイザーの立場が明確になっている必要がある。
事務局	：届出対象となった場合は、届出制度の運用の中で、ある程度の配慮を求めていくこととなる。このほか、事業者全体に対して、情報発信の一環として景観への配慮を広く周知していくことになると思う。また、景観アドバイザーの位置づけについては、公共も民間と同様に考えているため、計画書の表現について調整したい。
委員	：景観計画の届出について、他市では、適合確認があまりにも簡単で、誘導にはつながっていないと感じる事例もあった。
会長	：事前協議の場や景観アドバイザー制度の活用により対応するという方向で考えていただきたい。
委員	：「景観形成推進の体制等」において、「庁内連携体制の確立」という部分も公共施設の景観整備に関わってくると思う。どの段階に、どのような形で協議を行っていくのか、事前協議の枠組みと連携させないと効果的に運用されない。具体的なイメージがあればお聞かせいただきたい。
事務局	：来年度に公共施設のガイドラインを作成するなかで、具体的な連携体制も構築していきたい。詳細は今後の検討となるが、庁内連絡会議を定期的で開催し、連絡調整を行うなどの枠組みを想定している。
委員	：公共事業は実施時期が想定しやすい。庁内連絡会議を定期的で開催する中で、事業計画の情報共有など、段階ごとに状況を把握しながら、事前協議の場につなげていくという流れが良いと思う。
委員	：公共サインについて、重要景観拠点ではデザインの統一などが記載されているが、「公共施設における先導的な景観形成」では示されていない。公共サインは全市で統一を図る必要があるため、全市的な視点から位置づけがあった方がよい。
事務局	：佐倉市でも公共サイン計画は策定されているが、時間の経過とともに、実情に合わなくなっている状況がある。このため、既存の公共サイン計画との整合を図りながら、公共施設ガイドラインの中で、方向性などを整理していきたい。特に、重要景観拠点

については、具体的なイメージを示していきたいと考えている。

委員 : 庁内連絡会議は、決定権を持てるような組織であってほしい。サインの整備についても、課ごとにルールがあるため意見調整が困難となり、結果としてデザインが異なるものが設置されたという事例がある。

事務局 : 協議調整を通じて、市として一つの方向性を共有できるような体制としていきたい。

会長 : 新町地区景観形成重点区域については、新町を重点区域に定めたという流れを示した方が良い。

事務局 : 前段に説明文を記載することで整理させていただきたい。

委員 : 指定までのフロー図と、実際の流れが関連付けて示せると良い。

委員 : 新町地区に方策が記載されているが、具体的にどのように人を呼ぼうと考えているのか。現在あるものを残していくだけで、人を集めることができるのか疑問に感じた。

会長 : 景観施策だけでできる部分は限られているが、庁内でも関係各課と連携しながら地域振興を図っていく必要があると思う。

委員 : 駅から人が流れれば、店ができて景観も変わってくる。景観法の届出という緩い誘導だけではなく、電線地中化やバリアフリーなど、具体的な事業計画を考えているのか。

事務局 : 景観計画に示した景観形成の方向性に基づき、具体的な制度設計を整理していきたいと考えている。イベントなどのソフト面も含めて、関係各課との連携の中で方策を整理していく予定。

委員 : 既存のものをどのように改善していくかという課題もある。任意では進んでいかないので、補助制度を設けるなどの方策を検討してもよいと思う。

会長 : 重点区域指定の周知をどのように図り、地域活性化につなげていくのか、地域の方にご参加いただいて知恵を出し合い、盛り上げていくような仕掛けができると良い。

委員 : 来訪客をどのように誘導するかという視点も必要だと思う。車で訪れるのであれば駐車場、歩いて訪れるのであれば歩道などの整備が考えられる。

委員 : 茨城県桜川市の真壁地区では、古くからひな祭りのイベントを実施している。最寄りの駅から10kmくらい離れており、イベント時の臨時運行以外は、バスもない不便な立地だが、飲食店では行列ができるほど、かなり多くの人を訪れている。ひな祭りの時期だけは店を開け、商売をしている人も多く、人が集まる場となっている。少しずつでも、お客さんに喜んでもらえる取組みが目に見えて増えてくると、駅からの距離の壁を突破する可能性はあると感じた。

会長 : 新町のまちづくり計画はどのように公表されるのか。

事務局 : 対象地区の住民の方に郵送で配布する予定。

委員 : 新町地区はイベントの場を中心になっていると思う。歴史のまち・佐倉の中心であり、「らしさ」という部分だと思う。京成佐倉駅の駅前も含めて、何とかしたいという思いもある。一度にうまくはいかないので、少しずつ取り組むしかないと思う。フォーラムの開催など、情報の発信に係る取組みについては、年度ごとに事業計画を作成して推進して欲しい。

委員 : 佐原を訪れたところ、歴史的な建物が多く残っていると同時に、住んでいる方の考え方、意気込みが印象に残った。着物によるまちの散策や、ひな祭りなどの取組みは共通しており、新町で実施したクラシックカーのイベントも多くの人を訪れていた。イベントの開催により人が集まり、まちが良くなっていくのではないかと感じた。他市では、歴史的な建物を活用して、週末に寄席を開催する取組みがある。歴史的な建物はできる限り大切にしてほしい。

会長 : 新町地区の重点区域の指定について、ご承認をいただけるか。

<意義なし>

会長 : 景観計画（素案）について、本日のご意見も踏まえて、修正作業を事務局で行い、会長と委員で確認していくということで、一任していただければよろしいか。

<意義なし>

2) 佐倉市景観条例の改正について

佐倉市景観条例の改正について、事務局より説明

- 会長 : 景観アドバイザーは、具体的には条例のどの部分に位置づけるのか。
委員 : 審議会の規定の後に章立てをして、景観アドバイザーについて記載している事例などがある。

3) 「さくらの景観まちづくり賞」について

「さくらの景観まちづくり賞」について、事務局より説明

- 委員 : 印旛沼湖畔のポプラの木や、サンセットヒルズからの富士山の眺めなど、所有者がないものは表彰の対象とはならないのか。
事務局 : 景観を維持管理している団体などは活動部門の対象となる。それ以外は、景観100選の対象として想定される。
会長 : 表彰は、景観形成に関わった主体がある程度はっきりしている景観の方が良いと思う。
委員 : 3年に1度の実施であれば、前回表彰者をパネラーとしたフォーラムや、受賞物件を巡るツアーなど、前後に様々な仕掛けを考えることができる。受賞者数を増やすというよりは、表彰に関連する基礎となる活動や、景観まちづくりに関する視点をどれだけ獲得できるのかということが、表彰の価値につながると思う。
会長 : 景観に関わる情報を紹介するリーフレットなどを定期的に発行する取組みなども良いと思う。まちづくり賞受賞者や景観法の紹介などが考えられる。
委員 : 年間の取組みを記録し、示せるような仕組みが必要ではないか。ある程度のフォーマットを決めて継続的に取り組んでいくことが重要だと思う。
委員 : 情報の発信は意識的に取り組んでいく必要がある。景観に関するテーマは今まで少なかったと思うが、受け手はあると思う。写真展やパネル展など、具体性を持って取り組むと良い。
委員 : 情報の発信は行政だけでは難しい部分があるので、サポートする体制が重要だと思う。行政は公平性を重視するため限界もある。
会長 : 景観法の届出物件の中で、優れたものがあれば、審議会として表彰できる仕組みができないかと考えている。基準を満たしているか、という点だけで運用するのではなく、より良いものを表彰することができれば、届出にも良い影響を与えるのではないかと。
委員 : 景観まちづくり賞は、より良くなるようとするものを応援するのが基本的なスタンスだと思う。まちづくりは動いていくものだからこそ、より良いものを増やしていくという輪の広げ方となる。良いアイデアだと思う。
委員 : 受賞者には、賞状だけではなく、デザイン性の高いプレートや楯などをお渡しできると記念にもなり喜ばれると思う。飾ってもらうことで、周知にもつながる。

○その他

今後の景観審議会の予定について

○開会